

Session 2 ハーグ返還命令の執行

○ 英国 Anne-Marie Hutchinson, OBE, QC

英国の返還命令は詳細。

アンダーテイキング（裁判所との約束） – 飛行機の切符を買う、etc.

もし拒否したら – “執行命令” の申立て – 執行官が子どもを連れてくる

法廷侮辱 – 刑事制裁

さらに、最近では、ヨーロッパ人権裁判所の人権問題に – 一国が迅速に執行しないことが問題となる。

○ 日本

法廷侮辱罪はない

間接強制前置、代替執行（直接的執行）

人身保護法

国内での子の引渡しの場合

関連条文

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律）

第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則

（子の返還の強制執行）

第三十四条 子の返還の強制執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

第七十一条第一項の規定により執行裁判所が第三者に子の返還を実施させる決定をする方法により行うほか、同法第七十二条第一項に規定する方法により行う。

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定（確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。）の正本に基づいて実施する。

（子の年齢による子の返還の強制執行の制限）

第三十五条 子が十六歳に達した場合には、民事執行法第七十一条第一項の規定による子の返還の強制執行（同項の規定による決定に基づく子の返還の

実施を含む。以下「子の返還の代替執行」という。)は、することができない。

2 民事執行法第七十二条第一項に規定する方法による子の返還の強制執行の手續において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以降に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。

(間接強制の前置)

第一百三十六条 子の返還の代替執行の申立ては、民事執行法第七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過した後(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後)でなければすることができない。

(子の返還の代替執行の申立て)

第一百三十七条 子の返還の代替執行の申立ては、債務者に代わって常居所地国に子を返還する者(以下「返還実施者」という。)となるべき者を特定してしなければならない。

(子の返還を実施させる決定)

第一百三十八条 第一百三十四条第一項の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。

(子の返還の代替執行の申立ての却下)

第一百三十九条 執行裁判所は、第一百三十七条の返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らして相当でないと認めるときは、第一百三十七条の申立てを却下しなければならない。

(執行官の権限)

第一百四十条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

二 返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させること。

三 債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること。

2 執行官は、前項に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、同項各号に掲げる行為をすることができる。

3 前二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができる。

4 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

5 執行官は、前項の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。

6 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができる。

(返還実施者の権限)

第百四十一条 返還実施者は、常居所地国に子を返還するために、子の監護その他の必要な行為をすることができる。

2 子の返還の代替執行の手続については、民事執行法第一百七十一条第六項の規定は、適用しない。

(外務大臣の協力)

第百四十二条 外務大臣は、子の返還の代替執行に関し、立会いその他の必要な協力をすることができる。

(執行事件の記録の閲覧等)

第百四十三条 子の返還の強制執行に係る事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

○ オーストラリア Ian Kennedy

オーストラリアでは、返還命令の執行は、例外的に行われるのみ。非常に高い割合で返還命令には従う。

これは、オーストラリアの中央当局である検事局によれば、実務的な取り決めが詳細に記載されていることと返還を容易にするためのよく考慮された提案（条件が明示され、迅速に、ソフトランディングで子を返還できるアンダーテイキングを含む）によるという。

A オーストラリアの仕組みの概要、中央当局の役割を含む

B 実際の適用

1 返還の条件

裁判所は、子の返還に際して、条件をつけることができる。返還に際して子を保護し、返還を容易にするような条件。これは、裁判所の返還の義務を保

ちながら、子やTPの保護を図り、微妙なバランスをとるもの。

有名な「イタリアン・ガール事件」

2 アンダーテイキング

その強制ができない。

3 直接の司法コミュニケーション

ハーグネットワーク裁判官

C 返還命令の執行

執行の申立ては中央当局が行う。皆従うので、一般的ではない。中央当局は、裁判所に対し、事情の変更があったので命令を変更してほしいということがある。

所在調査及び回復命令

逮捕状

違反命令の申立て—故意に命令に違反したとき

法廷侮辱罪の申立て

D 日本への含意

1 早期の帰国のための詳細な条件

2 子どもとTPが安心して戻れるような住まい、支援などの手配

3 TPが直接間接に困った事態にならないように。

4 返還の条件が経済的にも実務的にも実行可能なものに。

5 子どものトラウマが最小限になるように。

6 帰国の際訴追されるおそれを避けるためのアンダーテイキングが必要か

7 ハーグネットワーク裁判官の支援を得る

8 早期に返還できるよう、中央当局と密に連絡をとる

9 常居所地国の弁護士と連絡をとって、迅速にすすめる

○ 米国 Jeremy Morley

執行

・特定の行為を命じる

・命令に従わない者について法廷侮辱

・執行官の役割

UCCJEA